

第 6 回

議会の議員及び農業委員会の 委員の任期等検討小委員会

平成 16 年 5 月 14 日

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年5月14日(金) 午後1時30分～午後3時10分

場 所 村岡町民センター

出席者

委員会委員(計13名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	
水 間 徳 子	三 好 忠 男	

幹事会(計8名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 博 昭	中 村 一 治	大 瀧 正 博
西 村 吉 弘	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局(計7名)

藤原進之助	岸本典明	邊見泰正
田尻幸司	吉村松雄	川戸英明
中村貴志		

欠席者

小委員会委員(計2名)

香 住 町
中 村 暁
村 瀬 晴 好

幹事会(計1名)

美 方 町
上 田 節 郎

事務局(計2名)

清 水 幸 信	穴 田 康 成
---------	---------

傍 聴 人 13人

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

と き：平成16年5月14日（金）

と ころ：村岡町民センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第2号（継続）議会の議員の任期等について

5 その他

6 閉 会

藤原事務局長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、石垣委員長の方から開会宣言と合わせて御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

石垣委員長 皆さん、御苦労さんです。

きょうはきのうと違って五月晴れの非常にさわやかな日になりました。

第6回の議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を開催させていただきました。お繰り合わせ御出席いただきまして、ありがとうございます。前回の小委員会でいろいろと御意見、皆さん方から出していただきまして、あらかたの御意見はお聞きしたというふうに思っております。きょうは最後の取りまとめができればという思いをしておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

きょうは香住町の村瀬委員と中村委員が御欠席でございますので、報告をしておきます。

それではただいまから開催いたしますが、会議録署名委員の指名につきまして、運営規程第4条第2項の規定に基づき、村岡町の三好忠男委員、香住町、伊藤誠委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、前回からの継続になっております協議第2号、議会の議員の任期等についてを議題といたします。

前回、各委員がそれぞれ意見を述べていただきまして、集約いたしまして第7回協議会で私の方から報告させていただき、承認をいただきたいところでありますが、その内容を念のため確認しましてから、本日の協議をお願いしたいと思います。

それでは、まず第1番目でございますけれども、合併特例法によります任期特例は適用しないで、原則として合併後50日以内の設置選挙を行うことで理解していただけるのではないかとのご共通した意見が述べられたところでございます。しかし、前回の全体の協議会の席で、美方町の吉田委員さんから、美方町の議会の少数意見としてという発言がございました。それにつきまして、私の方も当日、その少数意見は香住でありました御意見の中で、確かに聞きしておりますということも答弁させていただきまして、次回の小委員会で皆さん方の意見等をまとめさせていただきますということにしておりますが、それにつきまして御意見がございましたら出していただければなというふうに思います。

はい。

中村(治)委員 美方町の中村です。在任特例に関しましては、私も前回並びに前々回、これを適用せずに50日以内の首長との同時選挙というふうに申し上げてまいりました。しかしながら、1つだけ気になることがございます。それは構成3町の17年度持ち寄り予算を調整し、本予算を編成する過程におきまして、歳入に過大見積もりが存在するときに、客観的な見地から、誰が、どの時点で、どのようにチェックをするのか、また、年度中途におきまして、歳入欠陥が明らかとなった特定構成町の事業費等に対して、どのような対応をしていくのか、一定のルールを定めておく必要があるかと思うわけでございます。見解をお伺いしたいと思います。このことにつきましては、もしも意識する、しないにかかわらず、表現は悪いと思いますが、空財源を持って予算編成した特定の構成町がもしある場合、歳入欠陥を構成町全体の事業費等で調整する不合理を解消するために提起させていただくものでございますので、その辺の見解について御教授を賜りたいと存じます。

石垣委員長 ただいまの中村委員の御発言、いずれ事務局の方の見解等につきまして述べていただきます。

それから、引き続いてでありますけれども、それ以外のことにつきましても、一応、前回の整理したものをちょっと申し上げていきたいというふうに思いますので。

それからもう一つ、次に、定数につきましては18ないし26人の範囲内で、類似団体と比較した規模や激変緩和の観点からの意見も述べられたところでありまして、その時点で、他の先進地で激変緩和の対応した事例があればというようなことを、前回で継続といいますが、事務局の方でわかる範囲内であれば報告していただくと。

それから、最後に選挙区でございますけれども、新町1つの大選挙区が望ましいという意見と、合併後、1期に限り旧町単位の選挙区を導入すべきという意見も出されたと。選挙区の定数配分の先進事例等はそういうことで、きょう資料としてちょっと用意して、事務局の方で説明をしていただくことにしております。

それでは、先程中村委員からの発言につきまして、事務局の方、何か答弁がありましたらよろしくをお願いします。

藤原事務局長 ただいま中村委員さんの方から17年度の予算編成に当たっての関係で御質問がございました。現在、財政計画を策定中でございますけれども、その基本になりますのが、3町が合併しないで、今後、どう財政運営が考えられるかということで、その15年分を一応出していただきました。合併協として最終的な財政計画の内容は、それにさらに事務局として、この合併に関する関係を加味して、最終的な財政計画をつくることになるわけでございますけれども、そういったことから考えますと、当然、17年度に各町にとりあえず予算を策定していただきます内容については、当初、出していただいた現在の17年度分に相当する予算の範囲内での予算内容ということになるのかというふうに思っております。そういった中で、合併ということになりますと、新しい町長が決まりますまでの間の何カ月間のご関係につきましては、経常経費中心の暫定的な予算にならざるを得ないと。ただ、内容的に継続事業については、若干、含まれる部分もあるかと思っておりますけれども、基本的には経常経費の暫定予算になるのではないかというふうな考え方をしております。

石垣委員長 どうぞ。

中村（治）委員 美方町の中村です。そのことは十分承知をしているつもりでございます。その中で、どうしても暫定予算を組むにしても本予算を組むにしても、3町合わせた一括予算ということは多分無理であろうと思うわけです。ですから、各町が従来どおりの

いわゆる予算編成をして、その中から経常経費、義務的経費、それから継続事業、災害があれば災害復旧事業費等を中心に暫定予算を組むと。それで5月の臨時会なのか、6月定例会に、それに投資的経費等を加えた本予算を編成して上程していくということになるのかと思うんですけども、その各町の従来どおりの予算、これを編成する段階で、歳入のいわゆる超過見積もりと申しますか、加重見積もりと申しますか、これが例えばの話ですけども、地方財政計画において交付税が1%の減にもかかわらず、例えば3%、これは仮の話ですけども3%プラスの予算編成をしたと。この場合、これは当然歳入欠陥を来すわけですので、ある特定の町が歳入欠陥を生じたときに、この歳入欠陥に相当する部分を、いわゆる3町全体の事業費等で調整をしていくという不合理を解消する手段を選ばなければならないということで、その持ち寄り予算を合わせて編成する時点で、これは客観的な見地から検証しないとまたおかしなことになりますので、客観的な見地から、誰がどの時期にどのようにチェックするのかと。いわゆる本予算を上程するまでに、このことをお伺いしてるわけでございます。ですから、いわゆるある特定の町が歳入欠陥を生じた場合に、当然事業費も削減しなければいけないわけですから、これを全体で削減するということは不合理があると。だから、その特定の町の事業費等から削減していただくと。このルールづくりが必要じゃないかという質問をしているわけでございます。

石垣委員長 それに対しまして、事務局の方から説明していただきます。

藤原事務局長 予算の総額、歳入の総額ですとか歳出の総額、その関係につきまして、先程申し上げましたように、現在の財政計画を作るもとの資料として各町のものをいただいておりますので、それを基本にしないと17年度合併後、初年度から狂ってくるという格好になりますから、計画が何の計画であったかというようなことになるというふうに思います。具体的に地方交付税等の話が出ましたけれども、それは、今、各町で出していただきました、そのものについては、もう既に財政計画をつくる大前提として、平成16年から6.5%の減額については、当然織り込み済みでございますし、11年目からの合併算定替えの減額についても、織り込み済みの上で、各町で出していただいておりますので、歳入については、今日まで出していただいたものがもともになるだろうというふうな考え方をさせていただいております。ただ、各町でつくっていただきますのが、当然、現在の町長さんでつくっていただくわけですから、その段階においては、その町の議員さんの意向

といいますか、意見も十分反映することも可能だというふうに思いますから、予算策定としましては、大体考えますと、10月の終わりから11月頃、毎年かかろうかと思いますが、合併が3月ということになりますと、それまでに、それぞれの町の議員さんの御意向を十分酌み取った予算をつくることも可能だというふうに考えておりますけども。

石垣委員長 どうぞ。

中村（治）委員 美方町の中村です。各町の現行議員のいわゆる役割と、一番重要な役割とその時期については、3月の香住町での本委員会で私も述べさせていただいたつもりでございます。そのことも理解しております。ただし、まだ11、12月ってのは地財計画も発表されてない段階ですので、今、例えばの話ですけども、交付税の場合ですと、1つには多分同じレベルでの増減の歳入見積もりをされると思うんですけども、もしもの場合のことを、今、言ってるわけですので、もしも特定の町がいわゆる歳入欠陥を生じた場合、これを全体で調整するのか、特定の町の事業費等で調整するのか、この辺が一番気になるところですので、その辺を今、確認をさせていただきたいというものでございます。

石垣委員長 ちょっと休憩させてもらいます。

〔休 憩〕

石垣委員長 再開に移らせていただきます。

事務局の方から答弁いたします。

藤原事務局長 長時間申しわけございませんでした。各町が予算を持ち寄って新町の1つの予算になるわけでございますけれども、その中で、ある町の予算が歳入欠陥を来すような内容のものであったらということかと思っておりますけれども、先程もちょっと説明不足の中で申し上げたかもわからんですけども、現在、財政計画を策定する段階で、3町共通認識の上で、一定条件に基づいた内容のものを提出していただいております。従いまして、合併初年度の17年度の各町の予算編成に当たっては、現在出していただいております計画に沿った形の内容のものを出していただくということにならないと、財政計画が初年度

から崩れてくるということになるかと思っております。なお、年度途中で歳入欠陥を起こすような場合、来すような場合というのが、いろんなことが想定されますけれども、歳入欠陥を起こした原因となる事業が不採択、例えば起債等の関係もありますし、いろんな財源的な関係で事業ができない場合は、じゃあその事業をやめたらいいかということになるかと思いますが、最終的には首長さんの政策的な判断で、その辺の財源調整と申しますか、事業の調整はされるだろうというような事務局としては考えを持っております。

石垣委員長 以上の答弁で納得できましたか。なかなか大変難しい問題だろうというふうに思いますが、新年度に入ってから、新しい首長が決まってからの問題ですので、今の事務局の答弁ということでございます。

それ以外にどなたかございますか。

先程中村委員の発言は、在任特例と関連してということでの発言であろうというふうに思っておりますので、そういうやり方でいけるんだという事務局の答弁だと思います。在任特例に関して御意見がありますか。

在任特例の問題について御意見は他にないようですが、それで進めさせていただいてよろしいですか。

それでは特に意見がないようですので、次に、定数と選挙区についての御意見をお願いしたいと思います。

それでは、本日、参考資料と出しておりますものがありますので、事務局の方から説明させていただきます。

藤原事務局長 それでは、2ページに本日の資料をつけさせていただいております。資料は、まず最初の3町の現状ですけれども、これは12年の3町の国調人口を上げておりますけれども、定数を決めます際には下の方にちょっと関係の条文もつけております。特に、公職選挙法15条8項上の前段の分でございますけれども、議会の議員の定数は、人口に比例して、条例で定めなければならないということでございますので、その基となる国調人口を御用意させていただいたということでございます。

それから、2番目の関係でございますけれども、現在の町の区域ごとに選挙区というような意見が今日まで出ておりましたので、その中の意見が大体18人から26人の範囲内というような御意見がございました。従いまして、選挙区を設けて、それから定数を1

8から26人にした場合には原則に基づいた人口割ではこのようになりますというものをつけさせていただいております。念のために括弧書きで少数以下第2位まで、第3位を四捨五入しまして、第2位まで上げさせていただいております。これの基本的な考え方は、人口を定数で割りまして、議員1人当たりの住民人口が出てきます。それを各町の人口ごとに割りますと、例えば18人ですと美方町の場合で2.04、村岡町の場合は5.13という形になって、人口比例によって出す場合にはそういった考え方で出すようでございます。ただ、この定数の決め方として、ただし書きのことがございまして、2行目にございますけれども、ただし、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるということになっております。従いまして、こういったこと等を考慮した御意見が今日までも、若干出てたんじゃないかというふうに思っております。さらに3行目の後段の方に、またということで、公職選挙法の施行令第9条の条文を載せておりますけれども、これは廃置分合や境界変更があった場合、特別認められておる内容でございまして、この場合には、人口に比例しないで定めることができるということになっております。これを適用して選挙区の定数を決めますと、条件が市町村の廃置分合ということからすれば、1期限りの考え方かなという思いをいたしております。以上でございます。

石垣委員長 ただいま事務局長の方から資料の説明がありました。これにつきまして、何か質疑ございますか。

どうぞ。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。今、いわゆる選挙区を設けるという前提での説明があったわけでございますけれども、前々回の香住町での本委員会で、私も、もう、ただひたすらお願いをしたいということでお願いをして、選挙区、いわゆる公職選挙法施行令9条適用についてお願いをしたいと、ひたすらお願いしたいということで申し上げてまいったわけですが、会議の進め方として、まず、その施行令9条適用を確認していただけるのかどうかということから始めていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

石垣委員長 御意見ありがとうございました。

それでは、ただいま中村委員の発言のように、まず第1点は選挙区を設定するのか、大選挙区と申しますか、1町1選挙区でいくのか、その点を御意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。前回それぞれの委員さんからは意見は出していただいておりますけれども、さらに何か意見ございましたら、どうぞ出してください。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤です。今、選挙区の話が出ておるんですけどね、一番最初の合併後50日以内の選挙、この原則でいくということを前提に話が進んでおるというふうに理解したらええんですね、これ。それは了解されてるとして。

石垣委員長 それは最終的には確認とりますけど、まだきっちりとは確認はとっておりませんけども。

伊藤委員 だから、それを前提にして、今話が進んでいる。

石垣委員長 はい。

伊藤委員 わかりました。

石垣委員長 三好委員。

三好委員 今の出ております定数、それから選挙区という2つの問題があるんですが、これはどちらが先になってというような順序というようなものは別にないんですか。定数というものを決めて、その辺を、定数をどうするかという問題。あるいは逆に今言うように、小選挙区にするのか、大選挙区にするのか、そういうのを決めといて定数を決めるという問題とも両方、どっちかなんですけれども、どっちがええんでしょう、その辺。定数をまず決めといて、それをどうこうするという方がいいように思うんですけど、今のレジュメの順序からいえば、定数を決めて選挙区をどうするかっていうような順序になっておるように思うんですが、その点はどないでしょうか。

石垣委員長 その辺、皆さん、御意見どうでしょう。

中村委員。

中村（治）委員 当然、三好委員のおっしゃったとおりだと思います。私が申し上げたのは、まず選挙区については枠配といわゆる選挙区を設けるか設けないかと同時進行でなしに、この選挙区に関しては1つずつ区切って確認をした上でお願いをしたいということです。当然、定数、それから在任特例から入るのが妥当じゃないかというふうに思います。

石垣委員長 わかりました。

それでは、この協議の順序がそうなっておりますので、私の方のちょっと不手際ということにさせていただきます。順序の原則について、定数の取り扱いをどうするかということから決めたいと思います。御意見どうぞ。

この順序でいきますと、在任特例は（２）の方になっておりますけども、事務局の意見では、在任特例を最初決めた方がええと。それから定数ということで、先程議事もそういう形で進めさせていただきましたけども。

そしたら在任特例の一応取り決めを決めさせていただきたいというふうに思います。在任特例につきましては、中村委員から関連して予算執行の面での御意見が出ましたが、他の委員さん、どうでしょうか。

井上委員。

井上（一）委員 前回のときも中村委員と同じように人口によらない選挙区をつくっていただきたいということを申し上げました。理由につきましては、前回は申し上げましたように、美方町においては人口も少ないですし、やってみにやわからんということもあるんですけども、場合によっては議員の当選者がいないという場合も、最悪の場合には想定されるというようなこともありまして、人口によらない定数という形でお願いをしたいと思います。以上です。

石垣委員長 今の井上委員の御発言は、次の合併特例の選挙区の御意見だろうというふうに思いますので。

村岡の井上委員、どうぞ。

井上（源）委員 村岡の井上です。合併特例は使わないということで、大体、前回の委員会でそういうふうな意見が出ておりましたと私は思います。そういった中で、先日、合併協議会だよりというのが各3町の区民の皆さん方にお配りしていただきました。それを見ますと、大体そういうことで合意になるのではないかと御理解がいただけるのではないかと御理解がいただけるので、合併協議会だよりに載っております。そういうことも踏まえながら、前回の会議の模様を反省しながら議長さん含めてそういう形で、議会の中でも十分御審議をされたものが、そういう形で合併特例を使わないというふうな方向で進めてこられて今日になってるのじゃないかというふうに思いますので、私は特例は使わなくてもいいというふうに思います。

石垣委員長 前回の小委員会では確かにそういうことで皆さんの意見は大方統一されたというふうに私も理解しておりますけども、ただ、前回の全体の協議会のときに美方の吉田委員から少数意見という発言があったために、ちょっとこの辺を発言させていただいてるところです。従って、委員さん全員がもう決めておるんだからという御意見のように私もとりますし、そういうことで確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

合併特例は適用しないで、原則として合併後50日以内の設置選挙を行うということで確認をさせていただきます。

それでは次に、定数の問題に入りたいと思います。定数につきましては、いろいろな御意見の中で、類似団体ということから18ないし20というような御意見がほとんどであったんじゃないかなというふうに。一部の議員からは26人という最大の委員もございましたけども、大方の委員は18から20の類似団体を考えたらどうかという御意見であったというふうに記憶しております。それに対して御意見、最終的にそれでは何人にするのかということになるかと思います。20名という意見もかなりございましたけども、その辺の御意見を出していただければというふうに思います。

前回のちょっと記録を、ずっと皆さん全員の方の発言の記録を今ちょっと見ますと、2

0というのが大部分の声であったように記録しております。それにつきまして御意見ございましたら、どうぞ出していただきたいというふうに思います。

どうぞ、岡田委員。

岡田委員 香住町の岡田です。前回、私は26人でもいいんじゃないかなという意見をさせていただきます。その後いろいろ資料をいただきながら見させていただいてみますと、26人にした場合の小選挙区制を使ったときの人数割なんかを見ますと、香住の議員さん16人おられるのが丸々16人でありまして、後は美方町、村岡町がそれぞれマイナス9、マイナス9っていう、26人の場合でいきますとそういうことになりますので、これはちょっとあんまりよくないんじゃないかなというふうにも思いますので、そのあたりを考えていきますと、やっぱり皆さんの言われる20人ぐらいが香住にもちょうどふさわしいかななんて思ったりしておりますのでございます。以上です。

石垣委員長 わかりました。

それでは、ただいま岡田委員からいろいろと、前回、柴崎委員からいろいろ資料を作ってくださいとって、18人から26人の委員の場合の各町の人口比例でいくとこうだと。きょうの資料も全く同じ数値の資料を事務局の方から出していただいております。26人になると人数格差がますます大きくなるということを、柴崎委員も、前回、そういう説明があったわけです。資料でもそうなっております。ほとんどの方が20と。18ないし20という方もありましたけども、そういうことですので、この辺で一応きちっと確認をとったらどうかというふうな思いをしておりますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、前回もほとんどといいますか、きょうは村瀬委員がちょっと欠席ですので意向はわかりませんが、全員の方が18ないし20、もしくは20ということで、20を母体としていろいろな議論が前回なされたということも考えまして、定数が20ということではいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、定数につきましては20で確認ということでさせていただきたいと思います。

続きまして、選挙区の扱いにつきまして、先程美方の井上委員から御発言がありましたけども、それ以外の方で発言がありましたらどうぞ。

それと激変緩和といいますが、そういうようなことも含めて、先進地での扱いの資料もちょっと調べてくれというようなことで事務局の方でつくっております。そういうようなことも含めて事務局の方からちょっと説明をしていただきます。

藤原事務局長 3ページに、資料を1つだけの例を載せておりますけれども、このような例は先進のところでは幾つかございますけれども、代表ということで愛媛県の例を挙げさせていただいております。先程申し上げましたように、仮に選挙区を設けて定数を決めますときには、人口比例が原則になりますけれども、ここでは原則で人口比例案分しますと、弓削町が8人、生名村ですか、4人、5人、1人、計18人となりますが、備考欄に書いておりますように、各町村に1人を割り当て、残り14人を人口比例したという例でございまして、これを適用して調整いたしますと、弓削町の8人が7人、魚島村が人口比例でいきますと1人でございますが、この考え方で調整しますと2人になるということで、2町村間でプラス1、マイナス1という調整がなされたという結果になっております。従いまして、これらも十分参考にさせていただきながら、選挙区ごとの定数の決め方についても御協議いただければというふうに考えております。

石垣委員長 ただいま事務局の方から先進事例ということで説明がございました。これらにつきまして御意見ございましたら、どうぞ出してください。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。先程も委員長の方に会議の進め方としてお願いをしたわけですが、会議の順序として、まず、施行令9条を適用していただけるかどうかというところから議論をしていただければありがたいと。まず、そちらの方の確認をお願いしたいというものでございます。それで、私も前々回の香住での本委員会で考え方を申し述べさせていただいたわけですが、もう一つ、確かに明確な論拠に基づく理論の組み立ては非常に難しいわけでございます。

ただ、ひたすらお願いをするということになるかと思っておりますけれども、もう一つの理

由としましては、多分3町合併すると常任委員会が3つになる可能性があるということで、できることなら美方町としても、それぞれの委員会に少なくとも1名ずつは加わっていただきたいというような思いもあるわけでごさいます、それが選挙区選挙ということになりますと、立候補者の数いかにによってゼロになる可能性があるということでお願いをするものでございしますので、何とかその辺を御理解賜りたいと存じます。

石垣委員長 十分わかっています。ただ、資料の説明ということで、事務局の方から定数配分の話が出たもんですから、選挙区を設けるか設けないかということ、まず第一番に決めてからの定数配分ということになるのは当然ですので、その辺の御意見出していたければというふうに思います。

どうぞ、水間委員。

水間委員 今、中村委員さんが言われましたとおり、私も小選挙区を設けていただいて、美方町に議員さんがおられないというふうなことじゃなくて、やはり、ここの定数配分、これから出てこようかと思えますけれども、小選挙区の中に何とかプラスができればというふうな思いがいたしておりますので、小選挙区と人数配分を考慮していただきたいという思いでございます。

石垣委員長 他の委員さん、どうでしょう。

小谷委員。

小谷委員 村岡町の小谷です。私は、前に大選挙区ということを行ったんですけれども、1期だけは小選挙区でなかったら仕方がないんじゃないかなという思いがあります。でも、将来的には大選挙区になってほしいなという思いがあります。

石垣委員長 選挙区を設けるのは特例として1期だけということが前提ですので、それを理解していただいて、意見を……。

ちょっと詳しい説明を事務局の方からします。

藤原事務局長 選挙区を設けることについては、公職選挙法で決められておりますので、

それは設けようと思えばずっとでも設けることができるんですが、先程申し上げましたように、廃置分合のときの定数の決め方で、人口以外によらなくてもできるというようなことがあります。中村委員が御質問されておりましたように、それを適用して選挙区を設けるということになりますと1期だけということになりますので、その辺でお願いしたいと思います。

それから選挙区の言葉の定義の関係で、前々回ですか、柴崎委員さんの方から日経の資料をちょっと皆さんにいただいたわけでございますけれども、大選挙区、中選挙区、小選挙区というのがありまして、今回議論されているのは、各町ごとの区域ということから考えれば、中選挙区ということになるかと思っておりますので、その辺で御理解をいただければというふうに思っております。小選挙区ということになりますと、定数が1人ということになりますので、その辺の御理解をいただきたいと思っております。

石垣委員長 選挙区の表現の仕方も、今はっきり事務局の方から言ったとおりですので。それではいろいろと前回の御意見等も踏まえ、本日の意見も踏まえて、一応1期だけの選挙区設定ということで、皆さん御異議ございませんか。

どうぞ、井上委員。

井上（源）委員 村岡の井上です。非常に3町の合併については地形的に大きな違いがあるということと、それから人口比率が非常に格差があるという形の中で、非常に発足するのに難しい、そういういろんな要因が残っております。そういった中で、今回の第1回の50日以内の選挙については中選挙区を生かして、そして、激変解消のためのそこらあたりも、皆さんで十分御審議をしていただく、そういうふうな上で20人の定員をどういうふうにするかということ、真剣にやっぱり考えていき、これからの3町の取り組みの中で、3町がどういうふうな方向で新しい町に向かって発展していくのかということ、真剣にとらえていく、そういった意味では、私、今、提案させてもらったこと、非常にこれは大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

石垣委員長 今の井上委員の発言も中選挙区といいますか、それを設けてという意見ですし、皆さん、この中選挙区を1期に限り設定するということについては……。

御異議がないようですので……。ございますか。

三好委員。

三好委員 ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。先程事務局の方で説明のありましたいわゆる中選挙区、いわゆる境界変更とかということによって、人口によらない配分の場合は1期だということ。それから中選挙区制であります、このものが決められれば、これはある程度持続するんだということの解釈でよろしいでしょうか、事務局長さん。

石垣委員長 事務局。

藤原事務局長 今の公職選挙法では先程申し上げましたように、選挙区を設けることが可能でありますので、それは1期だけであろうとずっとであろうと、それは選挙区を設けることができます。ただ、公職選挙法の施行令の9条で言っておりますのは、廃置分合や境界変更という一定のこの条件がついておりますので、これを適用しますと、やっぱり廃置分合のあったときだけの1期ということになりますから、次の一般選挙からは大選挙区になるという考え方でございます。

三好委員 確認だけしておくという意味で申し上げますので、今、申し上げますように中選挙区制、いわゆる施行令の9条の適用でなければ、中選挙区として将来とも定数というものが、いわゆるそれぞれの区域で決められると。そして、いつの日にか、そういった時期が来れば、それを解消して全体の選挙区になるという解釈で確認させてもらってよろしいですね、それで。

そうなりますと、先程出ておりますような形の中で、定数配分がこれから、もし、この中選挙区制をするとした場合には、次に定数配分ということになるかというふうに思うんですが、そういった点で、やっぱり、ちょっと考えなきゃならない問題が出てくるかもしれないなあという話も、実はしますので、ちょっと確認させていただきました。

石垣委員長 激変緩和の問題が一緒に入ってきた話の中で、そういう問題が発生したと思いますけども。

それでは、一応選挙区といいますが、中選挙区を設けると。それは1期いかんは次の条件で1期となると。だから、施行令の9条に適用するということが前提になれば、1期だ

ということの御理解をお願いしたい。(発言する者あり)だから、次の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においてはという、とりあえずこの問題でということで、前提とした選挙区。(発言する者あり)

ちょっと休憩します。今、ちょっと事務局の方で相談しとりますで。

〔休 憩〕

石垣委員長 再開いたします。

それでは、先程の見解を事務局の方から説明をしていただきます。

藤原事務局長 それでは、確認いただきますまでに考え方としましては、3ページちょっとご覧いただきたいと思うんですが、その調整内容の3、設置選挙に限り旧町村の区域に選挙区を設ける、この3町合併協議会の場合の選挙区を設ける調整方針としましては、設置選挙に限り旧町村の区域に選挙区を設ける、このことで後程御確認をいただきたいと思います。以上でございます。

石垣委員長 今、説明があったとおりでございます。従いまして、選挙区を設けることについての確認をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第一段階として選挙区を設けると。設置選挙に限り、旧町村の区域に選挙区を設けるということで確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そういうことで確認させていただきました。

続きまして、各選挙区ごとの定数につきまして御意見をいただきたいと思います。これにつきましても、前回、香住の柴崎委員からの私案ということで御意見も出ておりますし、ただいま資料の説明の中で、愛媛県の例を挙げました。これでちょっと計算したらどうな

るかということで、例えばの、1つの例として事務局の方で発表していただきましょうか、
どうでしょう。よろしいですか。

それでは、先進事例に基づいた計算をしたらどうなるかということでお願いします。

藤原事務局長 それでは全体の定数を20人としまして、各町に1人ずつを配分して、
残り17名を人口で比例しますと、美方町が3人、これは1プラス1.93になりますの
で、繰り上げて2ということで3人になります。それから村岡町さんが6人ですけれども、
1人プラス4.85ということで、これも繰り上げて5人となり、1人と合わせて6人と
いうことです。それから、香住町の場合が1人プラス10.23ということで、これは0.
23を切り捨てますので、1人プラス10ということで11人、合計20人という計算に
なります。

石垣委員長 ただいま事務局の方から説明がございました。この数字でいきますと、前
回の計算ではなかったんですけども、1増1減というような数字になったなというふうな
思いをしております。御意見ございましたら、どうぞ出してください。

柴崎委員、どうぞ。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。今、事務局案を出していただきまして、私も前回
の小委員会のときに提案をさせていただいたのと、結果的に同じことになったなというふ
うに感じております。いろんな角度から考えた結果、そういうふうに私も意見として申し
上げたんですが、今の事務局案が適正だなと。しかも、その判断基準というものを、先程
の事例のところを適用した結果そういうふうにもなりますし、説明の仕方も説明しやすい、
理屈が通っているなというふうに思いますので、先程の案に賛成をいたします。以上です。

石垣委員長 選挙区ごとの定数配分について、ただいま柴崎委員からの発言もございま
した。それ以外、他の方で御発言ございますか。

どうぞ、井上委員。

井上(一)委員 今の線でもかなりいい線を行っておると思いますが、ここが一番基礎
になります1人という部分を2人にしていただきたいというのが私の言い分です。

石垣委員長 中村委員、どうぞ。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。皆さんに理解していただけるかいただけないかは別にしまして、1つの考え方としては、井上委員のおっしゃったように、各町に2人を割り当て、残りの14を人口割で分けていくと。これも1つの考え方ではないかと。これをやりますと、実は10、6、4になるわけなんです、はっきり言って。だからこの辺は皆さんが理解していただける、いただけないは別にして、1つの提起として支持をさせていただきたいと思います。

石垣委員長 美方のお二人の委員から均等割といいますか、それぞれの配分を2にした場合の発言がございました。それ以外の方の御意見。全体の20というのはもう確認しておりますので、減るとこと増えることということで、お互いに利害関係が出てこようと思います。御意見ございましたら、どうぞ。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。今、中選挙区制を引いたわけなんですけれども、私も本来一番理想としては新町、これは1つの町であり、議員さんは全町の公共の利益を考えて、全体の利益を考えて議会に臨んでもらう。そういう面からいったら、大選挙区というんですか、大選挙区と、そして1票の重み、選挙する人が全部こちらの方では、美方の方では、美方と香住とを比べたら香住の票の値打ちが少ないというような格好で、それでも、今、プラス1というような格好で3、6、11という線が出てきておる状態です。これもひとつプラス2から出発するとなると、なかなかこれは説得できないというか、私自身も1票の重みにこれだけ差が出てくること自身、危惧する状態ですから、最大考えられるところが今の1プラス、その辺が限界というふうに私思います。以上です。

石垣委員長 柴崎委員、どうぞ。

柴崎委員 衆議院ではいろいろ問題になっていますが、地方では、基本的に地方自治法
の精神というのは、1票の重さというのは平等であるべきだというのが原則だと思います。従って、先程特例がありましたけれども、これも1期ということで限られておるわけです。

これは同じ人間が持つてゐる権利を差をつけちゃいかんというのが、当然のことだろうと思います。そこで、今、井上さんおっしゃったようなことを香住町に具体的に数字を上げてみますと、香住の場合、ざっと人口割にすると10人にすると1,400人になるわけです、議員1人当たり。美方町の場合は660人ということになるわけです。そうすると、重みが香住町の場合は倍半分、2分の1以下になっちゃうわけですね。これは、私はやっぱり許容範囲をはるかに超えてると。11人の場合でも相当開きがあるんです。香住の場合、11人として1,272人、美方が880人、これでも相当な大きな開きがあります。50%の開きがあります。つまり、美方町の皆さんの1票の重さっていうのは1.5倍、香住町の1票に比べるとあるわけでございます。これは本来あるべき姿じゃないわけでありまして。特に1期だけに与えられた、先程も合意をいたしましたけれども、そういうことでございますから、これ以上格差を広げるといふことは、我々、香住町民の選挙民に対しては説明しようがないんですね、倍以上開くっていうことは。従って、気持ちわからないでもないんですが、かなりの無理があるということでございます。この意見は、きょう2人欠席をしておりますが、香住町の議員、全員一致しております。強くそのことを訴えていきたいと思ひます。このままでいっちゃいますと、ますます格差が広がっちゃうと、不平等も甚だしいということでございます。

石垣委員長 それぞれ減るとこと増えることとの立場で発言がございました。美方のお二方も許されるならばというのが前提ですので、絶対これでなかったらいかんというふうには私はとりませんでしたけど、そういうことでひとつ御理解いただけたらということですよ。

村岡の委員さん、どなたか御意見がありましたら。

小谷委員、どうぞ。

小谷委員 村岡町の小谷です。私はやはり先進事例を設けました、美方町3、村岡町6、香住町11っていう線がいいんじゃないかと思ひます。

石垣委員長 この問題は増えること減ることとそれぞれ意見もあると。前回の小委員会では、選挙区がもしもなければ、設けられなかったら、美方の委員からゼロになる可能性もあるなど。選挙区を設けていただくことによって、何とか美方からの議員も確保で

きるし、ありがたいことだというような御意見も出たように私は記憶しておりますし、今の1増1減の先進事例に基づいた数字ということで、皆さん、いかがでございましょうか。この辺で、そういうことで御理解いただければ、理解する、せんというような問題ではなからうかと思えますけども、ここで整理するということで確認をするということで御意見がなければそれでお願いしたいなというように思いますが、いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それではもう、それで意見なしと、異議なしというような声もございますので、美方3、村岡6、香住11と、合計20人になりますけども、選挙区ごとの定数配分、これで確認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そういうことで一応確認とらせていただきます。

先程、委員の皆さんからいろいろと貴重な御意見もたくさん頂戴しました。その結果を小委員会として、次のとおりまとめさせていただきたいと思えます。

その1、合併の日から50日以内に選挙とする。2、新町の議会の議員の定数は20人とする。3として、設置選挙に限り旧町の区域に選挙区を設ける。4、各選挙区の定数は次のとおりとする。美方選挙区3人、村岡選挙区6人、香住選挙区11人。

以上で確認ということにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

この確認ということで御異議ございませんな。

異議の声もありませんので、協議第2号、議会の議員の任期等については、先程申し上げましたことで確認することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を閉会といたします。御苦労さんでございました。

事務局の方でちょっと連絡をしていただきます。

藤原事務局長 長時間の御協議ありがとうございました。当小委員会のまとめがこれできたというふうに理解させていただいております。本日のまとめを次回、6月9日の協議会に改めて御報告させていただいて、協議会での御承認をいただきたいというふうに考

えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

石垣委員長 それでは、一応、この小委員会、最後ということになりますので、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方には何かといろいろな面で御意見も承り、また御協力もいただき、円満に一応まとめることができましたことを厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員